

首里城正殿復元整備工事「西之廊下・南之廊下」の公聴会について

首里城正殿復元整備工事「西之廊下・南之廊下」の計画について、建築基準法第48条第15項の規定による公聴会については、参加希望者がおりませんでしたので、開催を中止いたしました。事前に「意見書」にていただいたご意見への回答は以下とおりです。

番号	意見	回答
1	オーバーツーリズムになるものと思う。 レンタカーや観光バスが交通の不便。わずか400m先の自宅に辿り着くのに40分の時間を要すこともあり、駐車場もかなり不足。観光客にも支障。これ以上首里城公園に観光に来てほしくない。駐車場の整備は必要。公共交通の利用促進の検討もバス賃値上げ、利用者減により減便。新聞投稿その他で再三に亘り意見するも反応なし。	首里城公園のオーバーツーリズムによる交通渋滞対策については、公園を管理している沖縄県において、首里城公園駐車場に來園する大型バスを予約制とすることで、一時に來る台数をコントロールするなど、交通渋滞の抑制に取り組んでいます。 レンタカー等は、周辺民間駐車場へ適切に誘導することにより、うろつき交通の軽減を図りたいと考えています。